

奈良県監査委員規程第一号

奈良県監査委員事務局規程（昭和五十八年六月奈良県監査委員規程第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年八月八日

奈良県監査委員 廣 野 隆 信

同 岸 秀 隆

同 安 井 宏 一

同 藤 野 良 次

第三条第一項中「課の」を「前条の課の」に改め、同項の表監査第一課の項中第十六号を第十七号とし、第十号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九 健全化判断比率等及び資金不足比率等の審査に関すること。

第三条第一項の表監査第二課の項第三号中「例月出納検査」を「例月現金出納検査」に改め、同項の表監査第二課の項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 基金運用状況の審査に関すること。

「主 査

「調査員

第四条第一項中「調査員」を 「主 査」を 主任主事 に改める。
主任主査」 主任技師」

第七条第八項中「主査は、」を「主任主査及び主査は、」に改め、同条中第十項を同条第十一項とし、第九項を第十項とし、第八項の次に次の一項を加える。

九 主任主事及び主任技師は、上司の指揮を受け、高度な知識又は経験を必要とする事務をつかさどる。